

平成30年11月 鞍手町農業委員会定例総会議事録

(第11回)

注：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消してあります。

第 1 1 回 鞍手町農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 1 1 月 9 日

開催場所 議事堂

出席委員（11名） 相葉富雄（会長）、幸田剛（副会長）
栗田美和、栗田英洋、筒井浩一、石田祐二、福本平
花田貴志、白石信幸、安永洋一、田中勉

欠席委員（2名） 小長光隆委員、遠藤幸男委員

事務局職員（2名） 筒井英和事務局長、中勇一郎係長

会議の概要

会 長 それでは定刻になりましたので、ただ今より第11回鞍手町農業委員会を開催致します。本日の出席人員は11名で、会議は成立致します。本日の議事録署名委員は9番の安永洋一委員と10番の田中勉委員の2名を指名致します。議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告を致します。

局 長 それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第32号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 1件
議案第33号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 3件
以上が本日の議題であります。

続きまして農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約、3件を報告いたします。配布しました資料のとおり、〇〇様、〇〇様、〇〇様より農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたのでご報告いたします。内容といたしましては資料の12ページから13ページのとおりでございます。

続きまして、本日は総会終了後、お手元に資料をお配りしておりますが農地

利用状況調査の報告及び検討会議を開催させていただきます。なお、その後、親睦会の役員の方におかれましては農業委員会視察委員会について視察先等の協議をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。最後に来月の日程でございますが、農地第一部会を平成30年12月6日の木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を平成30年12月7日の金曜日、午後4時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

会 長 それでは、議案の審議に移ります。議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について2件。1件目、譲受人○氏、譲渡人○氏、申請土地、中山○○番地、外○筆、登記、現況地目、田、面積○○㎡、譲受人の耕作面積○○㎡、申請理由は贈与であります。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であるため転貸にはあたらないため、第2項第6号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2件目、譲受人○氏、譲渡人○氏、申請土地、上木月○○番地、登記、現況地目、田、面積○○㎡、譲受人の耕作面積○○㎡、申請理由は売買であります。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に

支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長 本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地第一分科会会長の審査報告を求めます。農地第一分科会会長 筒井 浩一君。

第一分科会長 議案審査報告、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について2件。上記の議案について11月8日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年11月9日、農地第一分科会会長 筒井 浩一。

会 長 ただ今、第一分科会会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、第一分科会会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

会 長 続きまして、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について1件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について1件。申請人〇〇区代表〇氏、申請土地、木月〇〇番地、登記地目は田、現況地目は田、面積〇〇㎡、建ぺい率等は全面積、農地区分、第1種農地、申請理由は貸資材置場として使用するための転用であります。農地区分の判断は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1

種農地と考えられるが、例外規定の申請土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する。資力及び信用は資金計画書等の提出により審査し、適当であると判断、申請に係る用途に延滞なく供することの確実性も資金計画書、敷地利用計画図等の審査により、確実性があると判断、計画面積の妥当性に関しては、敷地利用計画図等の提出により面積は妥当だと判断。11月8日、会長、農地部会長、分科会長・農地部会委員・事務局職員により現地調査を行い、周辺への農地等への支障はないと判断、以上のことから、周囲の現状等も勘定した結果やむを得ないと判断されます。以上です。

会 長 本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地第一分科会会長の審査報告を求めます。農地第一分科会会長 筒井 浩一君。

第一分科会長 議案審査報告、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について1件。上記の議案について11月8日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年11月9日、農地第一分科会会長 筒井 浩一。

会 長 ただ今、第一分科会会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、第一分科会会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので本案は第一分科会会長の報告通り承認することに決定しました。なお、本案は同条の規定により県知事の許可事項となっておりますので進達いたします。

会 長 続きますして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について1件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について1件。譲渡人〇〇氏、譲受人〇〇氏、申請土地、中山〇〇番地、登記地目は田、現況地目は畑、合計面積〇〇㎡、建築面積〇〇㎡、農地区分第2種農地、申請理由は事業拡張により他に所有する工場が手狭になったため、新規に工場を建設しプラスチック金型及び部品製作を行う。であります。農地区分の判断は、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地となります。資力及び信用は資金計画書等の提出を審査し適当であると判断。申請に係る用途に延滞なく供することの確実性も資金計画書、敷地利用計画図等の審査により、確実性があると判断。計画面積の妥当性に関しては、敷地利用計画図の提出により面積は妥当だと判断。11月8日、会長、農地部会長、分科会会長、農地部会委員、事務局職員により現地調査を行い、周辺農地等への支障はないと判断。以上の事から周辺の現状等も勘定した結果やむを得ないと判断されます。以上です。

会 長 本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地第一分科会会長の審査報告を求めます。農地第一分科会会長 筒井 浩一君。

第一分科会長 議案審査報告、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について1件。上記の議案について11月8日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年11月9日、農地第一分科会会長 筒井 浩一。

会 長 ただ今、第一分科会会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、第一分科会会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので、本案について承認することを決定しました。なお、本案は同条の規定により県知事の許可事項となっておりますので進達いたします。

会 長 続きまして、議案第32号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 1件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第32号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 1件。〇〇氏から福岡県農業振興推進機構への所有権移転です。申請土地は小牧〇〇番地、外2筆、登記地目及び現況地目は田、合計面積〇〇㎡、利用目的は田として、対価〇〇円、所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡の時期は平成30年11月26日であります。以上です。

会 長 本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地第一分科会会長の審査報告を求めます。農地第一分科会会長 筒井 浩一君。

第一分科会長 議案審査報告、議案第32号 農用地利用集積計画(所有権移転)について1件。上記の議案について11月8日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年11月9日、農地第一分科会会長 筒井 浩一。

会 長 ただ今、第一分科会会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、第一分科会会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので、本案について承認することを町長に回答します。

会 長 続きまして、議案第33号となっておりますが、議事参与の制限により〇〇委員は退席をお願いします。議案第33号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 3件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

(〇〇委員 退席)

局 長 議案第33号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 3件。再設定2件、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃借権設定、存続期間は5年から10年、借賃は旧耕作料に準ずるであります。続きまして、新規設定が1件、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃借権設定、存続期間は10年、借賃は旧耕作料に準ずるであります。以上3件の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長 本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地第一分科会会長の審査報告を求めます。農地第一分科会会長 筒井 浩一君。

第一分科会長 議案審査報告、議案第33号 農用地利用集積計画(利用権設定)について3件。上記の議案について11月8日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年11月9日、農地第一分科会会長 筒井 浩一。

会 長 ただ今、第一分科会会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、第一分科会会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので、本案について承認することを町長に回答します。

(〇〇委員 入室)

会 長 次にその他に移ります。

会 長 ご意見等はありませんか？よろしいでしょうか。

会 長 それでは、これもちまして総会を閉会いたします。

議事録署名委員

安 永 洋 一

田 中 勉